

人と自然と

未来をつなぐ

証券コード：6250



第18回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年3月27日(金曜日)午前10時

開催場所

東京都青梅市末広町一丁目7番地2
株式会社やまびこ 本店3階会議室

議案

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株式会社やまびこ

株主各位

証券コード 6250

2026年3月6日

東京都青梅市末広町一丁目7番地2

株式会社やまびこ

代表取締役社長執行役員 久保 浩

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年3月26日（木曜日）午後5時20分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都青梅市末広町一丁目7番地2 株式会社やまびこ 本店3階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第18期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamabiko-corp.co.jp/ir/library/report/>



(上記当社ウェブサイトアクセスいただき、「第18回定時株主総会招集ご通知」を選択してご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6250/teiji/>



(上記は電子提供措置の開始日（2026年3月2日）より閲覧開始可能となります。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「やまびこ」または「コード」に当社証券コード「6250」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙をお持ちいただき、**会場受付にご提出**ください。

日時 2026年3月27日(金曜日) 午前10時

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。議決権行使の方法の詳細は次のページをご覧ください。

行使期限 2026年3月26日(木曜日) 午後5時20分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月26日(木曜日) 午後5時20分到着分まで

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

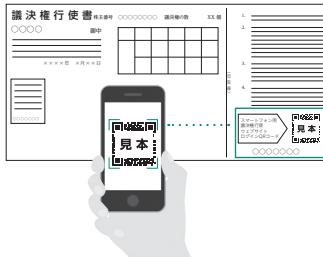
※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

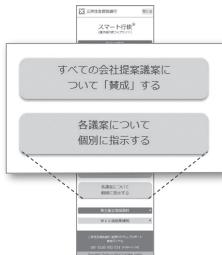
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位および担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	久保 浩 <small>くぼ ひろし</small>	男性	代表取締役社長執行役員 エコー・インコーポレイテッド会長	再任	11回／11回 (100%)
2	倉田 伸也 <small>くらた しんや</small>	男性	取締役常務執行役員 開発本部長兼パワーソリューション 推進室長兼開発第三部長	再任	8回／8回 (100%)
3	野中 匠 <small>のなか たくみ</small>	男性	取締役執行役員 サービス推進本部長	再任	8回／8回 (100%)
4	ティモシー ドロシー	男性	取締役	再任	7回／8回 (87.5%)
5	亀山 晴信 <small>かめやま はるのぶ</small>	男性	社外取締役	再任 社外 独立	11回／11回 (100%)
6	大高 美樹 <small>おおたか みき</small>	女性	社外取締役	再任 社外 独立	11回／11回 (100%)
7	行本 閑人 <small>ゆくもと しずと</small>	男性	社外取締役	再任 社外 独立	8回／8回 (100%)

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回実施しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #008080;">1</p> <div style="border: 1px solid #008080; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	 <p style="text-align: center;">くぼ ひろし 久保 浩 (1962年5月15日)</p>	<p>1986年4月 三井物産(株)入社 1919年5月 当社入社 1919年6月 当社専務執行役員経営企画担当 2020年1月 当社専務執行役員経営企画担当兼管理担当 2020年3月 当社取締役専務執行役員経営企画担当兼管理担当 2020年5月 当社取締役専務執行役員経営企画担当兼管理担当兼デジタル戦略室担当</p> <p>2021年1月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長 2021年3月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長兼デジタル戦略担当</p> <p>2023年1月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長 (現任)</p> <div style="border: 1px solid #008080; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">取締役候補者とした理由</div> <p>久保浩氏は、長年にわたり総合商社において、産業機械・自動車・建設機械・管理部門での経験を有するほか、国内・海外（欧州、北米、アジア）拠点での豊富な業務経験に加え、海外事業会社の代表者としての経営者経験を有しております。また、当社の主力市場である北米の現地法人における財務担当副社長としての経験から、当社の北米における小型屋外作業機械事業に高い見識を有しております。代表取締役社長就任後は、人事制度の改定、DX戦略の立案、バッテリー小型屋外作業機械のグローバルプラットフォーム推進組織の新設、新規事業開発等において存分にリーダーシップを発揮しております。これらの実績と見識を取締役会での意思決定と業務執行の監督に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>	14,489株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #008080;">2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	 <p style="text-align: center;"> <small>くらた しんや</small> 倉田 伸也 (1961年2月19日) </p>	<p>1983年 4月 新ダイワ工業(株)入社 2013年10月 当社産業機械本部開発第二部長 2016年 6月 当社産業機械本部副本部長兼開発第二部長 2016年 6月 当社執行役員産業機械本部副本部長 2018年 1月 当社執行役員産業機械本部長 2018年10月 当社執行役員産業機械本部長兼海外営業部長 2019年 3月 当社上席執行役員産業機械本部長兼海外営業部長 2021年 3月 当社上席執行役員産機開発本部長 2022年 1月 当社上席執行役員技術推進本部長 2023年 6月 当社上席執行役員技術推進本部長兼技術研究部長 2023年10月 当社上席執行役員技術推進本部長兼先行開発部長兼電動モジュール開発室長 2024年 1月 当社上席執行役員技術推進本部長兼エネルギーソリューション推進室長 2024年 3月 当社常務執行役員技術推進本部長兼エネルギーソリューション推進室長 2025年 1月 当社常務執行役員技術推進本部長兼製品開発本部長兼エネルギーソリューション推進室長 2025年 3月 当社取締役常務執行役員開発本部長兼パワーソリューション推進部長 2025年 7月 当社取締役常務執行役員開発本部長兼パワーソリューション推進室長兼開発第三部長 (現任)</p>	25,065株
		<p>取締役候補者とした理由</p>	
		<p>倉田伸也氏は、長年にわたり当社の産機セグメントを牽引し、カーボンニュートラルに対応した発電機の開発および新たな蓄電池・充放電の先進技術を活用したシステム開発の中心的存在を担う等、研究・開発部門においてリーダーシップを発揮してきました。また、幅広い製品・技術に関する知識および知的財産・製品法規制における高い見識のもと執行役員として業務執行を行っております。これらの実績と見識を当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	 のなか たくみ 野中 匠 (1965年6月8日)	1990年 4月 ザマ・ジャパン(株)入社 2015年 5月 当社入社 2018年 4月 当社生産本部横須賀事業所副事業所長 2020年 1月 当社生産本部横須賀事業所長 2022年 1月 当社生産本部盛岡事業所長 2024年 1月 当社執行役員サービス推進本部長兼プロダクトサービス部長 2025年 1月 当社執行役員サービス推進本部長 2025年 3月 当社取締役執行役員サービス推進本部長 (現任)	3,272株
		取締役候補者とした理由 野中匠氏は、当社の生産部門において、横須賀事業所長および盛岡事業所長を歴任し、製造現場での経験に裏打ちされた提案力や実現能力を有しており、コーポレート部門であるサービス推進部門においても業務改革を推進してきました。これらの幅広い業務執行の実務経験と高い見識を備えていることから、今後も当社グループの変革に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	 ティモシー ドロシー (1961年2月3日)	2014年 1月 エコー・インコーポレイテッド社長 2021年 3月 当社執行役員エコー・インコーポレイテッド社長 2023年 4月 当社執行役員エコー・インコーポレイテッド エグゼクティブ・アドバイザー 2025年 3月 当社取締役 (現任)	0株
		取締役候補者とした理由 ティモシードロシー氏は、当社の主力市場である北米の現地法人における前社長として業績を大きく伸ばすなど、経営全般にわたる豊富な経験を有しており、DX・ITについても高い見識を備えております。また、当社の執行役員就任後、北米・欧州の現地法人の取締役としてグループガバナンス体制基盤の構築に寄与してきたことから、当社の成長域となるグローバル市場への対応を加速することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 かめやま はるのぶ 亀山 晴信 (1959年5月15日)	1992年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 1997年 4月 亀山晴信法律事務所 (現亀山総合法律事務所) 開設 2005年 6月 (一財) 共立国際交流奨学財団監事 (現任) 2007年 6月 (株)小森コーポレーション社外監査役 2010年 4月 東京簡易裁判所民事調停委員 (現任) 2012年 10月 (株)東光高岳社外取締役 2013年 6月 (株)小森コーポレーション社外取締役 2013年 10月 ソマール(株)社外監査役 (現任) 2021年 3月 当社社外監査役 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)	1,700株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割 亀山晴信氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた発言により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	 おおたか みき 大高 美樹 (1970年4月30日)	1994年 4月 富士ゼロックス(株) (現富士フイルムビジネスイノベーション(株)) 入社 1997年 5月 プラウドフット・ジャパン(株)入社 2001年 5月 (株)ヘイ・コンサルティング・グループ (現コーン・フェリー・ジャパン(株)) 入社 2014年 4月 同社シニア・プリンシパル 2021年 3月 (株)リーダーシップ・デザイン・ラボ代表取締役社長 (現任) 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)	2,000株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割 大高美樹氏は、グローバルな人事系コンサルティング・ファームの人事コンサルタントとしての専門的知識と豊富な実務経験を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、事業成長と企業価値向上に向けた人材開発等の戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	 <p>ゆくもと しずと 行本 閑人 (1961年12月25日)</p>	1985年 4月 オムロン(株)入社 2009年 4月 同社Omron Europe B.V. President & CEO 2010年 6月 同社執行役員 2012年 3月 同社環境事業推進本部長 2014年 3月 同社環境事業本部長 2014年 4月 同社執行役員常務 2017年 2月 同社エレクトロニック&メカニカルコンポーネンツビジネスカンパニー (現デバイス&モジュールソリューションズカンパニー) 社長 2023年 6月 同社取締役 (現任) 2025年 3月 当社社外取締役 (現任) 2025年 6月 (一財)日本インドネシア協会理事 (現任)	0株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>行本閑人氏は、オムロン(株)において、欧州の現地法人における社長を歴任し、現在、非執行の取締役として社長諮問委員会、人事諮問委員会、報酬諮問委員会などの副委員長を務め、コーポレート・ガバナンス委員会の委員に就任するなど、経営の透明性・公明性に貢献するとともに、グローバルでの豊富な事業経験に加え、新規事業創造・DX・ITに関する高い見識を有しております。これらの豊富な知見・経験を活かし、当社の成長域となるグローバル市場での事業展開における適切な監督および助言が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 亀山晴信氏、大高美樹氏は社外取締役候補者であります。また、両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 行本閑人氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、亀山晴信氏、大高美樹氏および行本閑人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会で3氏が選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、亀山晴信氏、大高美樹氏および行本閑人氏の3氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。本総会で3氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

(ご参考) 取締役候補者に特に期待する分野

候補者番号	氏名	社外	企業 経営	研究開発 ・製造	グローバル	営業・ マーケティング	DX・IT	環境 マネジメント	財務・会計	人事・労務 ・多様性	法務・リスク マネジメント
1	久保 浩		○			○	○		○		
2	倉田 伸也			○	○			○			○
3	野中 匠		○	○	○			○			
4	ティモシー ドロシー		○		○		○		○		
5	亀山 晴信	●	○							○	○
6	大高 美樹	●	○		○					○	
7	行本 閑人	●	○		○	○					

※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案**監査役1名選任の件**

監査役院去嘉浩氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、長谷川知恵美氏は院去嘉浩氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	性別	当社における地位	候補者属性	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
はせがわ ちえみ 長谷川 知恵美	女性	管理本部総務部長	新任	—	—

	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新任	 <p>はせがわ ちえみ 長谷川 知恵美 (1968年9月3日)</p>	1989年 4月 (株)共立入社 2019年 1月 当社サービス推進本部物流管理部長 2021年 3月 当社管理本部人事部専門部長 2022年 4月 当社管理本部人事部長 2023年 6月 当社管理本部総務部長 (現任)	1,578株
		監査役候補者とした理由	
		長谷川知恵美氏は、長年にわたる当社物流部門、人事部門および総務部門において、豊富な実務経験と幅広い知識を有しております。これらを当社グループの監査・監督に活かすことが期待できることから、監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く市場環境につきましては、米国経済において関税政策に伴う景気減速への懸念が見られたものの、良好な雇用・所得環境を背景に個人消費は底堅く推移しました。欧州では物価や雇用の安定化が進み、国内でも所得環境の改善により個人消費が堅調に推移するなど、総じて景気の緩やかな回復基調が続きました。

このような環境の下、当社グループの主力である海外小型屋外作業機械（OPE: Outdoor Power Equipment）は、北米市場において良好な天候やエンジン製品の旺盛な需要を背景に、ホームセンター向けを中心に好調に推移しました。欧州市場においても、OPEの販売回復に加え、2025年2月に公表した米国のゴルフ場管理機械の大手メーカーであるThe Toro Companyとの協業により、ロボット芝刈機の販売が好調に推移しました。また、海外の一般産業用機械では、米国での関税政策の影響による先行き不透明感から現地レンタル会社に買い控えの動きが見られたものの、当社においては主要顧客向けの販売が年央から回復に転じました。

国内は、米価上昇に伴う農業従事者の購買意欲の回復を背景に、主に水田の管理作業などに使用される小型屋外作業機械や農業用管理機械の販売が伸長しました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、次のとおりとなりました。

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 164,838	百万円 174,020	百万円 9,181	% 5.6
国内	42,805	44,472	1,667	3.9
海外	122,033	129,547	7,514	6.2
米州	103,058	106,386	3,327	3.2
その他海外	18,974	23,161	4,186	22.1
営業利益	19,637	19,722	85	0.4
経常利益	20,899	19,537	△1,361	△6.5
親会社株主に帰属する当期純利益	15,889	14,444	△1,445	△9.1

[売上高]

国内

米価上昇を背景とした農業従事者の生産性向上への意識の高まりを背景に、水田の管理作業などに使用される小型屋外作業機械および農業用管理機械の販売が好調に推移した結果、国内売上高は前年同期比3.9%増の444億円となり、当連結会計年度の売上高は前年同期比5.6%増の1,740億円となりました。

海外

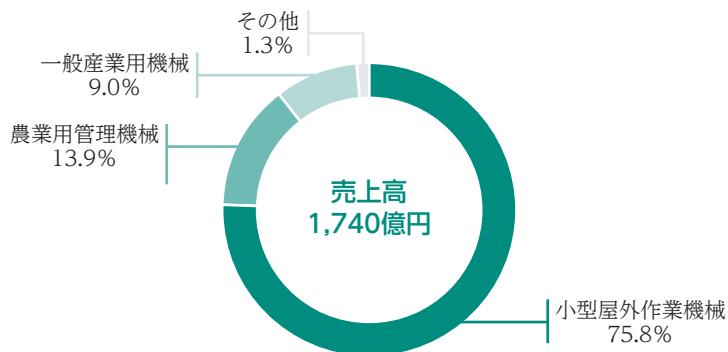
主力の小型屋外作業機械において、北米市場で良好な天候やエンジン製品の根強い需要を背景に、ホームセンター向けを中心に販売が伸長しました。また、欧州市場においては、小型屋外作業機械の販売回復に加え、ロボット芝刈機販売が寄与した結果、海外売上高は前年同期比6.2%増の1,295億円となりました。

[損 益]

営業利益は、DX戦略に基づくIT関連投資や国内外における総人件費の増加および米国の関税政策に伴うコスト増などの押し下げ要因があったものの、国内での価格改定効果や欧州における高付加価値なロボット芝刈機の販売好調がこれらを補い、前年を上回る197億円となり過去最高益となりました。経常利益は、前期は増益要因となった為替差益が、今期は為替差損に転じたことなどから、前年同期比6.5%減の195億円となりました。その結果、法人税等調整額の影響もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比9.1%減の144億円となりました。

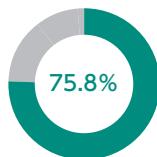
セグメント別の概況は次のとおりであります。

(ご参考) 2025年度セグメント別売上高構成比



小型屋外作業機械

売上高



1,319億89百万円

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 121,418	百万円 131,989	百万円 10,570	% 8.7
国内	14,108	14,972	864	6.1
海外	107,310	117,016	9,706	9.0

国内

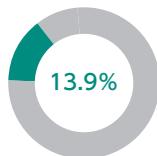
米価の上昇を背景とした農業従事者の生産性向上への意識の高まりや病虫害対策需要から、刈払機や防除機の販売が好調に推移したことで、増収となりました。

海外

北米市場は良好な天候が続いたことに加え、ホームセンター向けのエンジン製品販売が伸長しました。欧州市場でもロボット芝刈機をはじめ、OPE製品の販売が好調に推移し、増収となりました。

農業用管理機械

売上高



241億10百万円

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 24,683	百万円 24,110	百万円 △572	% △2.3
国内	16,753	17,815	1,062	6.3
海外	7,929	6,294	△1,634	△20.6

国内

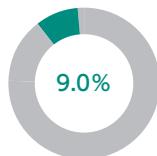
小型屋外作業機械と同様に堅調な需要環境を背景に、水田の管理作業に使用される防除機等の製品を中心に販売が好調に推移したことで、増収となりました。

海外

地政学リスクの顕在化による北米市場の穀物価格低迷等を背景に、農業従事者の設備投資意欲の後退が継続していることから、減収となりました。

一般産業用機械

売上高



155億83百万円

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 16,676	百万円 15,583	百万円 △1,093	% △6.6
国内	9,884	9,346	△537	△5.4
海外	6,792	6,236	△555	△8.2

国内

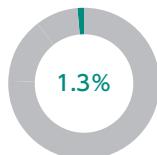
投光機やエンジンカッターなどの販売が堅調に推移したものの、主力の発電機の販売が伸び悩み、減収となりました。

海外

米国の主要顧客向けの発電機販売が年央から回復に転じ増収となったものの、中南米や中近東地域での販売が減少したことで減収となりました。

その他

売上高



23億37百万円

	2024年12月期	2025年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 2,061	百万円 2,337	百万円 276	% 13.4

主要3事業以外の売上高は、主要セグメントに含まれない生産子会社の売上高や商品等で構成されています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は50億90百万円で、その主なものは生産合理化設備ならびに新製品生産に伴う金型などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約（コミットメントライン総額：100億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「人と自然と未来をつなぐ」のもと、目指す姿として「世界中のプロフェッショナルな屋外作業に付加価値を創造する - Value Creator for Professional Outdoor Solutions across the World -」を掲げています。

前中期経営計画2025において推進してきた変革の成果を、2026年度からの「中期経営計画2028」では確実な収益へと結びつけるフェーズへと進化させ、2030年度の売上高2,500億円規模の実現に向けて、持続的な企業価値の向上を追求してまいります。その中で、今後取り組むべき主な課題は下記のとおりです。

1. 事業基盤の拡大とビジネスモデルの進化

事業環境の変化に対し、従来の「屋外作業機器の総合メーカー」という枠組みを超え、顧客視点で新たな価値を創出し続ける企業へと進化すべく、堅調な米国市場の需要を取り込むことに加え、欧州事業の規模拡大や国内事業の構造改革、アジア市場への展開を進め、グループ全体でさらなる事業基盤の拡大を推進してまいります。

2. 高付加価値化と業務効率化による収益性の向上

収益性の向上においては、プロ向け製品やロボット製品といった高付加価値製品の販売比率を高めることで、営業利益率13.0%の達成を目指します。具体的には、VA/VE（Value Analysis / Value Engineering）の徹底と機種統合・集約による製品ラインアップの最適化を図り、原価低減と効率的な供給体制を構築します。また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）やAIを活用し、グループ全体の間接業務の効率化を推進することで、生産性のさらなる向上に取り組んでまいります。

3. 資本効率の改善と最適な資本政策の実行

資本効率の向上については、事業収益の拡大による利益成長を軸として、ROE 14.0%の達成を目指します。成長投資と株主還元のバランスを最適化する資本政策を実行し、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

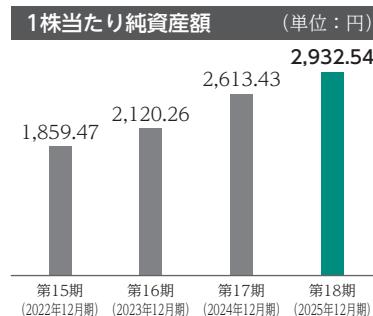
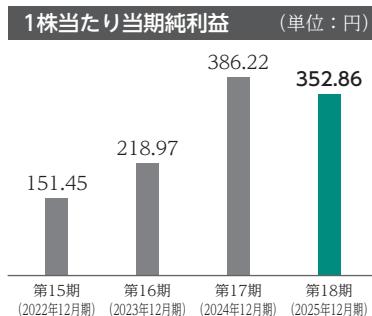
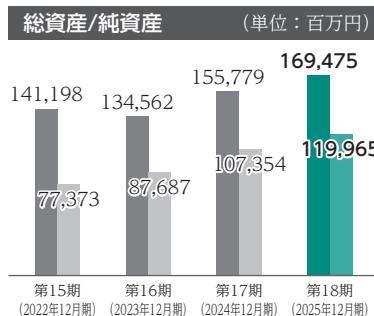
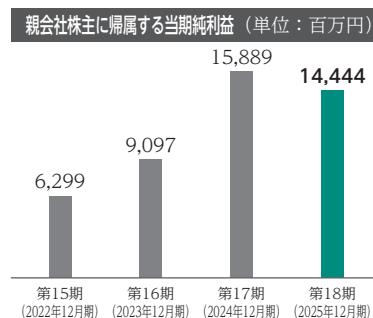
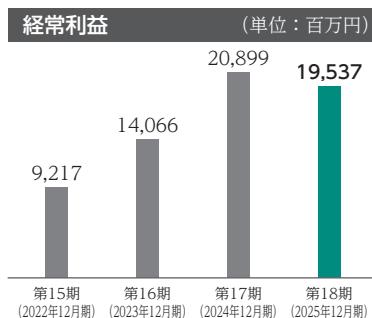
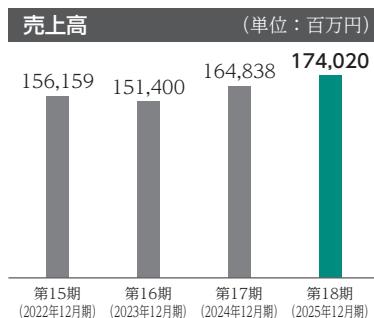
4. 社会的課題を解決する製品開発の加速

製品開発においては、社会の脱炭素化を見据えた電化・ハイブリッド化への対応をさらに加速させるとともに、深刻化する労働力不足を補完する作業機の自動化への投資を継続します。こうした課題を解決することで、お客様に新たな価値を提供し、持続的な成長を実現してまいります。

(6) 財産および損益の状況

区分		第15期 (2022年12月期)	第16期 (2023年12月期)	第17期 (2024年12月期)	第18期(当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円)	156,159	151,400	164,838	174,020
経常利益	(百万円)	9,217	14,066	20,899	19,537
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	6,299	9,097	15,889	14,444
1株当たり当期純利益	(円)	151.45	218.97	386.22	352.86
総資産	(百万円)	141,198	134,562	155,779	169,475
純資産	(百万円)	77,373	87,687	107,354	119,965
1株当たり純資産額	(円)	1,859.47	2,120.26	2,613.43	2,932.54

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数はいずれも自己株式数を控除した株式数にて算出しております。



(7) 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	事業内容
国内	やまびこジャパン株式会社	53百万円	100.0	小型屋外作業機械、農業用管理機械、一般産業用機械の販売・レンタル
	追浜工業株式会社	25百万円	100.0	小型屋外作業機械の部品製造・販売
	双伸工業株式会社	20百万円	100.0	同上
	株式会社ニューテック	20百万円	100.0	自動車、その他産業機械の試作用部品製造・販売
	やまびこエンジニアリング株式会社	50百万円	100.0	小型屋外作業機械、一般産業用機械の部品製造・販売
	エコ産業株式会社	11百万円	100.0	小型屋外作業機械、農業用管理機械、一般産業用機械の物流業務請負および印刷業
海外	エコ・インコーポレイテッド	21,000千米ドル	100.0	小型屋外作業機械、一般産業用機械の製造・販売
	クレイリー・インダストリーズ	8,000千米ドル	※ 100.0	農業用管理機械の製造・販売
	クイック・プロダクツ・インク	1,000千米ドル	※ 100.0	小型屋外作業機械の部品製造
	やまびこヨーロッパ・エス・エイ	13,899千ユーロ	100.0	自動芝刈機の製造・販売および小型屋外作業機械の販売
	愛可機械（深圳）有限公司	16,553千人民元	100.0	小型屋外作業機械の製造・販売および農業用管理機械の販売
	新大華機械股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	小型屋外作業機械の部品仕入・販売
	やまびこベトナム	6,339百ベトナムドン	100.0	一般産業用機械の部品製造

- (注) 1. ※印は子会社保有の株式を含む比率であります。
2. 愛可機械（深圳）有限公司は、2024年5月13日付で解散し、現在清算手続き中であります。
3. 2025年12月10日に、やまびこジェネラルトレーディングを設立いたしました。
4. 当期末現在における子会社は14社であり、持分法適用の関連会社は1社であります。

(8) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社の事業部門および各部門における主要な製品は以下のとおりです。

部門	主要製品
小型屋外作業機械	刈払機、チェーンソーなど
農業用管理機械	モア、畦草刈機、防除機など
一般産業用機械	発電機、溶接機など

(9) 企業集団の主要拠点等 (2025年12月31日現在)

当社	本社	: 東京都青梅市	
	横須賀事業所	: 神奈川県横須賀市	
	盛岡事業所	: 岩手県滝沢市	
	広島事業所	: 広島県山県郡北広島町	
	大塚オフィス	: 広島県広島市	
	新宿オフィス	: 東京都新宿区	
	青梅物流センター	: 東京都青梅市	
子会社	国内	やまびこジャパン株式会社	: 東京都青梅市
		追浜工業株式会社	: 神奈川県横須賀市
		双伸工業株式会社	: 東京都青梅市
		株式会社ニューテック	: 長野県長野市
		やまびこエンジニアリング株式会社	: 広島県安芸高田市
		エコ産業株式会社	: 東京都青梅市
	海外	エコ・インコーポレイテッド	: アメリカ合衆国イリノイ州
		クレイリー・インダストリーズ	: アメリカ合衆国ノースダコタ州
		クイック・プロダクツ・インク	: アメリカ合衆国アリゾナ州
		やまびこヨーロッパ・エス・エイ	: ベルギー王国ブラバン・ワロン州
		愛可機械(深圳)有限公司	: 中華人民共和国広東省
		新大華機械股份有限公司	: 台湾台中市
		やまびこベトナム	: ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
		やまびこジェネラルトレーディング	: アラブ首長国連邦ドバイ首長国

(10) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,945 (329) 名	△125 (△5) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,085 (176) 名	△34 (4) 名	44.1歳	18.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,421
農林中央金庫	2,400
三井住友信託銀行株式会社	2,082

2 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 44,108,428株 (自己株式2,966,718株を含む) |
| (3) 株主数 | 12,895名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,626	11.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,072	5.04
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社 日本カストディ銀行	1,696	4.12
やまびこ取引先持株会	1,635	3.98
三井住友信託銀行株式会社	1,605	3.90
農林中央金庫	1,397	3.40
株式会社横浜銀行	1,356	3.30
株式会社もみじ銀行	1,356	3.30
日本生命保険相互会社	1,045	2.54
株式会社三菱UFJ銀行	1,017	2.47

(注) 1. 当社は自己株式を2,966,718株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当社は株式交付信託型業績連動報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式233,704株は自己株式には含めておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	交付株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	普通株式34,044株	2名

(注) 上記は、当社の取締役 (社外取締役を除く) および執行役員に対する株式交付信託型業績連動報酬制度に基づき、交付されたものです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久保 浩	エコー・インコーポレイテッド会長
取締役常務執行役員	西 正 信	管理本部長
取締役常務執行役員	倉田 伸也	開発本部長兼パワーソリューション推進室長兼開発第三部長
取締役執行役員	野 中 匠	サービス推進本部長
取締役	ティモシー ドロシー	
取締役	亀山 晴 信	亀山総合法律事務所弁護士、ソマール㈱社外監査役
取締役	大高 美 樹	㈱リーダーシップ・デザイン・ラボ代表取締役社長
取締役	行本 閑 人	オムロン㈱取締役
取締役	赤塚 孝 江	プレミア国際税務事務所代表、レオン自動機㈱社外取締役、アツギ㈱社外監査役、㈱エンプラス社外取締役
常勤監査役	院 去 嘉 浩	
常勤監査役	佐藤 賢 一	
監査役	安藤 鋭 也	上武大学ビジネス情報学部教授
監査役	鈴木 久 志	鈴木久志税理士事務所税理士

- (注) 1. 取締役亀山晴信氏、大高美樹氏、行本閑人氏および赤塚孝江氏は、社外取締役であります。なお、当社は、4氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役安藤鋭也氏および鈴木久志氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役亀山晴信氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役赤塚孝江氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役安藤鋭也氏は、公認会計士の資格を有しており、また、大学における会計分野に関する研究および教授等を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役鈴木久志氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- 取締役北村良樹氏、佐野廣二氏および野上義之氏は、2025年3月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 監査役木村昌幸氏は、2025年3月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
- 2025年3月27日開催の第17回定時株主総会において、倉田伸也氏、野中匠氏、ティモシードロシー氏、行本閑人氏および赤塚孝江氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

2025年3月27日開催の第17回定時株主総会において、佐藤賢一氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

2025年6月18日付で、取締役亀山晴信氏は、(株)小森コーポレーションの社外取締役を退任いたしました。

8. 2026年1月1日付で、下記のとおり役員の異動を行いました。

氏名	新	旧
西 正 信	取締役常務執行役員 やまびこジャパン(株)取締役会長	取締役常務執行役員 管理本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬委員会の協議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 役員の報酬等の基本方針

取締役の報酬は、役職等に応じて毎月支給される定額報酬である基本報酬と業績連動株式報酬で構成しております。

当社は、2009年6月26日開催の第1回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額（年間300百万円以内）および監査役の報酬限度額（年額80百万円以内）の範囲内で、基本報酬を支払うこととしております。なお、当該株主総会決議終結時点の取締役の人数は7名、監査役の人数は4名であります。

また、当該基本報酬とは別枠で、2018年3月29日開催の第10回定時株主総会の決議により、社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能させるため、業績連動株式報酬を年額250百万円以内かつ付与するポイント総数は1事業年度当たり45,000ポイントを上限に付与することとしております。なお、当該株主総会決議終結時点の取締役（社外取締役を除く）の人数は5名であります。

監査役の報酬は、監査という機能の性格から、業績への連動性を排除し、基本報酬のみとしております。

なお、退任時の退職慰労金は支給していません。

b. 取締役の基本報酬の決定方法

取締役の具体的な報酬額は、連結業績や世間相場等を総合的に勘案した報酬水準に、各取締役の職責の他、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、一事業年度を評価期間として各取締役（社外取締役を除く）の個人別貢献度などを加味して取締役会において決定しております。

当社では、その決定における評価の客観性・透明性を担保するため、独立社外取締役を含む委員3名

以上で構成される指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度の報酬に係る委員会の委員は、独立社外取締役 亀山 晴信氏、大高 美樹氏、行本 閑人氏および赤塚 孝江氏の4名と代表取締役 久保浩氏で構成しており、委員長は、出席委員の互選により決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定において、指名・報酬委員会からの答申が基本方針に沿うものであると判断しており、当事業年度においては、2025年3月27日開催の取締役会決議により、同委員会に各取締役の具体的な報酬の決定を委任しております。

c. 業績連動株式報酬の決定方法

業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

当該業績連動株式報酬制度の内容は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が社外取締役を除く各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に對して交付される制度となります。各取締役に付与されるポイント数は、役職別基礎ポイントに目標値に対する達成度により算出した業績連動乗数（0～3.75）を乗じることにより算定されます。

なお、社外取締役を除く取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

d. 業績連動株式報酬に係る指標

業績連動株式報酬に係る指標には税金等調整前当期純利益とROEを採用しており、当該指標を採用した理由は、税金等調整前当期純利益は、経営活動全般の収益状況に経営上のリスク管理を含める指標であることから、これを採用しております。ROEは中長期的な資本効率の向上を目的として採用しております。

なお、当事業年度の業績連動株式報酬に係る指標の実績は、税金等調整前当期純利益が199億円、ROEは12.7%となりました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	225	194	31	－	12
監査役	47	47	－	－	5
合 計 (うち社外役員)	273 (45)	242 (45)	31 (－)	－	17 (8)

- (注) 1.上記には、2025年3月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)および監査役1名を含んでおります。
- 2.上記基本報酬には、個人別貢献度に応じた報酬(11百万円)を含んでおります。
- 3.上記業績連動報酬は、当事業年度に係る業績連動株式報酬の費用計上額で、本信託が保有する2025年12月30日時点の当社株式の帳簿価格(1,571円/株)を用いて算出したものであり、時価評価額ではありません。
- 4.上記支給額のうち、現地通貨で支給した報酬等については、当事業年度の年間平均レートを用いて円換算した額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先は「(1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであり、各社外役員が役員等を兼務する法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	亀山 晴信	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な実務経験からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	大高 美樹	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに出席し、グローバルな人事系コンサルティング・ファームの人事コンサルタントとしての専門的知識と豊富な実務経験に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	行本 閑人	当事業年度の就任後に開催の取締役会8回のうち8回全てに出席し、グローバルでの豊富な事業経験と広範な知識に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	赤塚孝江	当事業年度の就任後に開催の取締役会8回のうち8回全てに出席し、公認会計士および税理士としての幅広い専門的知識と豊富な実務経験に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	安藤鋭也	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、大学教授や公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
	鈴木久志	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回全てに、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害が填補されることとなります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額 (百万円)
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	65
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	65

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。なお、愛可機械（深圳）有限公司は会社清算中であり、清算期間に係る計算書類について監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りへの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）は、高い倫理観のもとに企業としての社会的責任を適切に遂行し、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針とします。この基本方針のもと、当社は内部統制システムの整備・維持・向上を推進し、グループ全体にわたって業務の適正を確保するための体制整備を図ります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、監査役設置型の経営管理体制のもと、各々の権限と責任を明確に果たします。

当社グループの取締役及び使用人は、企業理念に基づく「グループコンプライアンス・リスク管理規定」及びその関連規則に則り、実効性のあるコンプライアンス体制の構築とその実践に努めます。

また、社外取締役及び社外監査役による監督機能の充実を図るとともに、内部監査部門による監査の実施や海外子会社を含めたグローバルな内部通報制度の整備などを行います。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「文書管理規定」及びその関連規則に基づき、経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を適切に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が容易に閲覧できるよう体制を整備します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの円滑な経営の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に管理するため、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」を制定し、これに基づいて当社グループは、リスク管理部門を定め適切なリスク管理システムを構築します。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会を組織するなど、当社グループにおける的確なリスク管理を実践するとともに、BCP（事業継続計画）の見直しなどにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を構築します。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営方針や経営戦略上の重要な意思決定を行い、この決定に基づき取締役と主要な執行役員で構成する経営戦略会議を原則的に月2回開催して、業務執行の的確で迅速な決定を行い、専門分野ごとに選任した執行役員が各担当業務を執行します。

取締役会は、各取締役の業務執行の状況について、総括及び今後の取組みの報告を受け、常に監督、監視します。

これらの経営組織は、「取締役会規則」、「経営戦略会議規定」、「執行役員および執行役員会規則」に則り確実に運営し、所定の決裁基準に従い明確に決裁します。

取締役会の決議に基づく職務の執行は、「組織および業務分掌規定」、「職制および職務権限規定」及び関連規定に基づいて、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。

また、当社子会社においても業務分掌、指揮命令系統、職務権限及び意思決定その他の組織に関する関連諸規定を定め、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。

当社グループは、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとの重点目標及び予算配分等を定めます。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制の基本方針を共有し、業務の適正性を確保するための体制の整備に努めます。また、当社子会社については、「関係会社管理規定」及び諸規則により、その役割、権限及び責任を定め、グループ全体の業務の適正化・最適化に資するよう、業務を適切に執行するとともに、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、定期的に当社へ報告する体制を整えます。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な整備、運用を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を選任します。選任された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に関わる事項の決定は監査役の同意を得るものとします。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、取締役会、執行役員会、経営戦略会議、及び社内の重要な会議を通じて、又は定期報告・重要書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告するとともに、監査役が事業に関する報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務、財産の状況を調査する場合は迅速かつ的確に対応します。

また、当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

なお、当社グループの役職員が内部通報制度において相談などを行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処遇上の取扱いなどにおいて一切の不利益を与えてはならないことを、「グループコンプライアンス相談窓口運営規定」に明記します。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの代表取締役並びに取締役は、監査役と定期的に意見交換するとともに、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役の監査業務に積極的に協力します。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けるとともに監査役会が弁護士等の独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断します。また、警察、特殊暴力防止対策協議会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し、情報収集のうえ、組織として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨む体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた「やまびこ内部統制基本方針」に基づいて内部統制上の整備とその適切な運用に努めています。当期における内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制

当社グループは「やまびこコンプライアンスプログラム」を策定しており、その継続的な周知徹底のため、ポータルサイトへ掲載するとともに、新入社員を対象としたコンプライアンス教育として内部統制研修等を実施しています。また、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。さらに、企業理念の浸透を図るために、“グループ経営理念をテーマにした社長との座談会”の開催をはじめ、7か国語に対応した携帯版冊子（クレドカード）を全役職員に配布し、部門横断的に設けられた委員会が社内刊行物を発行するなどの取組みを行っています。

コンプライアンス・リスク管理委員会を原則的に年4回開催し、コンプライアンス推進活動の報告・協議を行っています。また、「グループコンプライアンス相談窓口運営規定」に基づき、社内外にグループコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置しており、海外子会社にも運用状況を定期的に報告させています。また、社内相談窓口担当者向けに定期的に研修を実施するなど、内部通報に適切に対応するための体制の整備を行っています。

贈収賄防止の取組みとして、「グループ贈収賄防止基本方針」と「グループ贈収賄防止規定」を制定しており、これらのガイドラインを整備することで、グループ内での対応を明確かつ具体的にしておりま

す。さらに、各種法律のトピックスを定期的にポータルサイトに公開（「コンプライアンスマガジン」の掲載）するとともに、啓発活動の課題等をグループ内で共有することでグループコンプライアンスの実効性向上に努めています。

2. リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」に基づいて、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要なリスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの適切な対応を図っています。また、関係会社の内部統制基盤の強化・支援体制の拡充を図るため、関係会社を主管する本部を補佐し、共同して管理する部門として共管本部を設置しています。

反社会的勢力との関係排除について、所轄警察署等とも情報共有し、継続的に反社対策を実施しています。また、主管部門を管理本部総務部と定め、新規取引先との契約時ならびに既存取引先との継続的契約締結に際して、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としています。

情報セキュリティについて、システム上のセキュリティ強化に加えて、全役職員向けの「グループ情報セキュリティ」小冊子の配布による啓蒙やeラーニングを継続して実施することにより、社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めています。さらに、「やまびこグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、グループ内で共有することでグループ情報セキュリティの推進・改善を行っています。

災害を想定した訓練を適宜実施し、非常時の対応についての確認と見直しや、被災後の早期業務再開を図るため、重要生産設備の動作プログラムのバックアップ体制を構築し、運用チェックを継続的に行っています。また、自然災害・感染症・システム障害に対応した各マニュアルを加えたBCP（事業継続計画）を定めています。さらに、「やまびこグループ安全衛生基本方針」を定めるなど、労働災害の撲滅に努めています。

3. 業務執行の適正化と効率性の向上

取締役会の専決事項を除く経営上の重要課題については、原則的に月2回開催される経営戦略会議において審議・決裁を行い、意思決定の迅速化を図っています。

4. 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会ほか、経営戦略会議など当社の重要な会議に出席することや稟議書等の閲覧により、適宜、取締役の職務執行状況の監査、経営の意思決定プロセスの監査を行っています。

また、監査役は、本社や主要事業所の業務および財産の調査や役員面談、部門長面談、子会社の往査や社長面談等を通じて、グループ内の情報収集に努め、企業集団の監査を行っております。加えて、内部監査部門および会計監査人との意見交換会を定期的を開催することで相互の連携を図り、監査の実効性を高めています。

また、当社は、監査に必要な体制構築のために監査役室に監査役スタッフを配置し、監査役の要請に応じた速やかな対応が取れるよう、体制を整備しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、経営環境や当社業績および財務状況を勘案するとともに、株式市場の動向も注視しつつ、配当と自己株式の取得を含めた総合的な還元策を検討することを方針としております。

なお、当社は、取締役会の決議を以て剰余金の配当を行う旨を定款に定めており、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において定款の一部変更を決議し、中間配当制度を導入して中間、期末の年2回の配当を行うことを定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に則り、2026年2月20日開催の当社取締役会での決議により、1株当たり普通配当45円とさせていただきます。この結果、既に参加しております中間配当金1株当たり普通配当45円と合わせまして、当事業年度の年間配当金は90円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	122,878
現金及び預金	16,887
受取手形	522
電子記録債権	5,606
売掛金	34,679
商品及び製品	36,145
仕掛品	4,494
原材料及び貯蔵品	20,966
その他	3,921
貸倒引当金	△345
固定資産	46,596
有形固定資産	27,392
建物及び構築物	8,872
機械装置及び運搬具	5,343
土地	7,851
リース資産	1,883
建設仮勘定	380
その他	3,061
無形固定資産	1,981
その他	1,981
投資その他の資産	17,222
投資有価証券	5,164
退職給付に係る資産	9,323
繰延税金資産	969
その他	2,094
貸倒引当金	△329
資産合計	169,475

科目	金額
負債の部	
流動負債	33,953
支払手形及び買掛金	8,951
電子記録債務	7,170
短期借入金	4,987
一年以内返済長期借入金	200
リース債務	570
未払金	8,507
未払法人税等	1,588
製品保証引当金	602
その他	1,373
固定負債	15,555
長期借入金	9,300
長期リース債務	1,372
繰延税金負債	2,858
退職給付に係る負債	58
製品保証引当金	1,003
役員株式給付引当金	177
その他	785
負債合計	49,509
純資産の部	
株主資本	97,996
資本金	6,000
資本剰余金	9,571
利益剰余金	84,783
自己株式	△2,358
その他の包括利益累計額	21,969
その他有価証券評価差額金	2,571
為替換算調整勘定	14,562
退職給付に係る調整累計額	4,835
純資産合計	119,965
負債純資産合計	169,475

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		174,020
売上原価		115,694
売上総利益		58,326
販売費及び一般管理費		38,603
営業利益		19,722
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	148	
持分法による投資利益	21	
在外子会社の役員退職年金に係る信託運用益	74	
その他	282	539
営業外費用		
支払利息	551	
為替差損	52	
支払手数料	26	
債権売却損	2	
その他	91	724
経常利益		19,537
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	437	450
特別損失		
固定資産除売却損	81	81
税金等調整前当期純利益		19,906
法人税、住民税及び事業税	4,313	
法人税等調整額	1,148	5,461
当期純利益		14,444
親会社株主に帰属する当期純利益		14,444

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	53,118
現金及び預金	13,178
受取手形	127
電子記録債権	196
売掛金	19,258
商品及び製品	10,416
仕掛品	895
原材料及び貯蔵品	3,668
未消費税等	2,956
関係会社短期貸付金	184
その他	2,237
固定資産	30,739
有形固定資産	14,685
建物及び構築物	4,994
機械装置及び運搬具	1,713
工具器具備品	1,057
土地	6,194
リース資産	354
建設仮勘定	370
無形固定資産	1,688
ソフトウェア	1,602
その他	85
投資その他の資産	14,365
投資有価証券及び出資金	4,549
関係会社株式	6,722
関係会社長期貸付金	109
破産更生債権等	312
前払年金費用	2,566
その他	421
貸倒引当金	△315
資産合計	83,858

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,878
支払手形及び買掛金	4,531
電子記録債務	7,056
短期借入金	400
関係会社短期借入金	4,462
一年以内返済長期借入金	200
未払金	1,686
未払法人税等	404
製品保証引当金	140
その他	996
固定負債	11,278
長期借入金	9,300
繰延税金負債	1,347
製品保証引当金	153
役員株式給付引当金	177
その他	300
負債合計	31,156
純資産の部	
株主資本	50,187
資本金	6,000
資本剰余金	14,423
資本準備金	1,500
その他資本剰余金	12,923
利益剰余金	32,122
その他利益剰余金	32,122
繰越利益剰余金	32,122
自己株式	△2,358
評価・換算差額等	2,513
その他有価証券評価差額金	2,513
純資産合計	52,701
負債純資産合計	83,858

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		82,664
売上原価		62,709
売上総利益		19,954
販売費及び一般管理費		13,217
営業利益		6,737
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	2,660	
その他	103	2,808
営業外費用		
支払利息	168	
為替差損	60	
その他	101	330
経常利益		9,215
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	437	439
特別損失		
固定資産除売却損	57	57
税引前当期純利益		9,597
法人税、住民税及び事業税	1,888	
法人税等調整額	102	1,991
当期純利益		7,605

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 中 章 公
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	三 浦 貴 司
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	春 日 野 珠 恵
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社やまびこの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 中 章 公
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	三 浦 貴 司
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	春 日 野 珠 恵
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまびこの2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社やまびこ 監査役会

常勤監査役 院去嘉浩 ㊞

常勤監査役 佐藤賢一 ㊞

社外監査役 安藤鋭也 ㊞

社外監査役 鈴木久志 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都青梅市末広町一丁目7番地2
株式会社やまびこ
本店3階会議室
電話 0428-32-6111

交通のご案内

- **最寄り駅から徒歩でご来社の場合**
JR青梅線小作駅東口から約20分です。
(立川駅から小作駅までの所要時間は約25分です。)
- **最寄り駅からバスでご来社の場合**
JR青梅線小作駅東口から「三ツ原循環東廻り(小02)」にご乗車
(約5分)のうえ「末広町1丁目」で下車徒歩1分です。
- **車でご来社の場合**
青梅街道「工業団地入口」交差点から約2分です。



株主総会当日のお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

